

ひとり親家庭のしおり

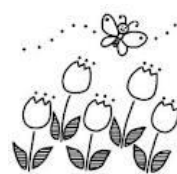
1 児童扶養手当制度 所得制限あり

(児童が18歳になった日以降、最初の3月31日まで)

ひとり親家庭の父母または養育者(祖父母など)を対象に、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

※公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の手当を受給できます。

※毎年8月に現況届の提出が必要です。



2 ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭の父母または養育者とお子さんの医療費を助成します。

通院医療費の助成は児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。

入院医療費の助成は所得制限がありません。

→ただし、助成は受診前に申請している必要があります。

※毎年8月に更新手続きが必要です。

死 別

- ①公的年金(遺族年金)
- ②ひとり親家庭等医療費助成

生 別

- ①児童扶養手当
- ②ひとり親家庭等医療費助成

手続きに必要なもの

- ・申請者と児童と扶養義務者のマイナンバー
(通知カード又はマイナンバーカード)
- ・通帳(申請者名義のもの)
- ・申請者と児童の健康保険証※
- ・年金手帳
- ・申請者の本人確認書類
- ・その他必要書類

○戸籍関係情報は原則マイナンバーにより確認しますが、必要に応じて紙の戸籍謄本をご提出いただく場合があります。

※健康保険証の代わりとして、「資格確認のお知らせ」・「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格確認画面」の提示をお願いします。

3 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

修学資金や生活資金などの貸付を行っています。(富山県)



4 自立支援給付金事業

経理事務、介護職員初任者研修など、指定された教育訓練を受講した場合の受講料の一部を支給します。

5 高等職業訓練給付金事業

看護師や保育士などの資格取得のために養成機関で修業している期間の生活費を支給します。

6 ひとり親家庭等生活向上(学習支援)事業

ひとり親家庭等の児童(小学5年～中学3年)を対象に学習支援を行っています。
(毎週水曜日・青志会館)

母子寡婦福祉会

年会費 一世帯／1,000円

【行事】

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 6月 白百合講座(寡婦日帰り研修) | 11月 親子手作り教室(たんぽぽの会) |
| 12月 親子の集い(クリスマス会) | 3月 中学校卒業祝い品配布 |

制度に関すること、心配ごと・悩みごと等、お気軽にご相談ください。

母子父子自立支援員が丁寧に相談に応じます。

※児童扶養手当受給者は放課後児童クラブの利用料が減免になります。詳しくは各クラブへお問い合わせください。

※学用品費や給食費などを援助する就学援助制度があります。詳しくは小中学校または教育委員会教育総務課へお問い合わせください。

お問い合わせ

滑川市教育委員会 子育て応援課

076-475-1489

